

物 件 調 書

| | | | |
|------|-----------|------------------|--------------------------------|
| 物件番号 | 市2 | 予定価格 (最低売却価格) | 54,680,000円 (54,680,000円) |
|------|-----------|------------------|--------------------------------|

| | 所在地 | 現況 | 登記地目 | 実測面積 | 登記地積 | 備考 | |
|------------------------------|--|--|---|---|---|---|---|
| | 掛川市細谷字山合635番12 | 雑種地 | 雑種地 | 4,174.45㎡ | 4,173㎡ | | |
| | 掛川市細谷字山合635番18 | | | | | | |
| | 掛川市細谷字山合635番19 | | | | | | |
| | 計 | | | 4,174.45㎡ | 4,173㎡ | | |
| 土 地 | 用途地域 | 工業地域 | | | | | |
| | 指定建ぺい率 | 60% | 基準建ぺい率 | — | 地区計画 の有無 | <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 | |
| | 指定容積率 | 200% | 基準容積率 | — | | | |
| | 高さの制限 | 道路斜線制限 | <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 | 隣地斜線制限 | <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 | 北側斜線制限 | <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 |
| | | 絶対高さ制限 | <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 | 日影制限 | <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 有 | | |
| | 外壁後退 | <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 | 壁面線の制限 | <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 | 屋外広告物の制限 | <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 | 1種普通規制 |
| | 防火地域 | 準防火 ・ <input type="checkbox"/> 法22条 | | 景観条例 | 森林・農村景観ゾーン | | |
| | 土砂災害警戒区域 | 特別警戒区域 ・ 警戒区域 ・ <input type="checkbox"/> 区域外 (急傾斜地崩壊 ・ 土石流 ・ 地すべり) | | | | | |
| | その他 | | | | | | |
| | ※1 各制限内容の詳細は本市の制度所管課へお問い合わせください。 ※2 その他の諸規制につきましては、必ず入札参加者御自身で確認してください。 | | | | | | |
| 建 物 | 建物の状況 (主たる建物) | 家屋番号 | | 構造 | | | |
| | | 延床面積 | | 建築時期 | | | |
| | | 備考 | | | | | |
| | 建物の状況 (付属建物) | 家屋番号 | | 構造 | | | |
| | | 延床面積 | | 建築時期 | | | |
| | | 備考 | | | | | |
| イン フラ | 処理供給施設の状況 | 設置状況等 | | 事業所名 | 連絡先 | | |
| | | 電 気 | 敷地内引込は別途工事必要 | | 中部電力ミライズ(株) 契約受付センター | 0120-921-691 | |
| | | 水 道 | 敷地内引込は別途工事必要 | | 掛川市水道課 | 0537-21-1715 | |
| | | 下 水 道 | 未整備 | | 掛川市下水道課 | 0537-21-1170 | |
| | | 都市ガス | 敷地内引込は別途工事必要 | | 中遠ガス(株) | 0537-23-2211 | |
| ※引込費用等の詳細は、上記事業所へお問い合わせください。 | | | | | | | |

○添付図面

① 案内図 ② 公図写 ③ 地積測量図 ④ 全部事項証明書

- ・本物件の敷地内に存在する全ての構造物、動産等は現状有姿の引き渡しとします。
- ・本物件の北東に樹木があります。
- ・隣接する水路(細谷635-10)は掛川市所有です。維持管理のため、事前連絡の上、本土地に立ち入ることがあります。
- ・上記水路には損傷箇所がありますが、修繕時期は未定です。
- ・西側道路は、県道掛川山梨線で、建築基準法第42条第1項第1号道路(幅員は10.8~11.0m)です。
- ・居住誘導区域外です。
- ・洪水浸水想定区域内(0.5~1.0m未満)です。
- ・騒音規制法に基づく第4種区域、振動規制法に基づく第2種区域に該当します。
- ・建設作業は近隣住民への配慮が必要です。
- ・事業に伴い排出される廃棄物は法に従い適切に処理してください。
- ・西側道路側溝または隣接水路へ排水してください。
- ・工場立地法の規制はありませんが、隣接地との一体利用する際は工場立地法の届け出が必要になる場合があります。
- ・区画形質の変更を伴う場合は開発許可または土地利用承認が必要です。
- ・工事作業中に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変えることなく、遅滞なく文化・スポーツ振興課まで連絡して下さい。
- ・敷地内に水道管の引込はありません。水道を引き込む際は水道課への確認が必要です。
- ・下水道は未整備ですが、全体計画区域内ですが、事業認可区域外です。下水道課への確認が必要です。

※物件調書は入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。

必ず入札参加者御自身において、現地及び諸規制についての確認を行ってください。

| | |
|---------------------------|---|
| 品質に係る | <p>(1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載がない限り、現状のままで行います。</p> <p>(2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。</p> <p>(3) 物件によって上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化の状況等、設備の品質は保証できません。</p> <p>(4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。</p> <p>(6) 物件内(地中を含む)にごみ・ガラ・碎石・切り株・雑草等が存在する場合があります。</p> <p>(7) 物件調書に特段の記載が無い限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。</p> |
| その他の注意事項 (契約不適合責任の免責等) | <p>(1) 物件の引き渡しは、物件調書に特段の記載の無い限り現状のままで行いますので、調書を御参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。なお、物件調書と現況が異なる場合は現況優先とします。</p> <p>(2) 土地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。</p> <p>(3) 土地の形質変更を行う場合の費用負担について、市は対応しません。形質変更をする場合は、騒音や粉塵防止対策等、周辺環境に配慮してください。</p> <p>(4) 新たな建物の建築にあたって、関係法令や県・市条例のほか協定等により指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関に御確認ください。</p> <p>(5) 物件によっては敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修や改修、撤去、再築造及びその費用負担について、市は対応しません。</p> <p>(6) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在する可能性があります。これらが発見されたとしても、撤去及びその費用負担について、市は対応しません。</p> <p>(7) 物件によっては埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によって試掘調査が必要となる場合があります。</p> <p>(8) 物件によっては上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化の状況等、設備の品質は保証できません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造その費用負担等について、市は対応しません。</p> <p>(9) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しのため、移設・撤去・再築造及びその費用負担等について市は対応しません。</p> <p>(10) 物件敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支援・ごみ置き場、道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者にお問い合わせください。市が設置者である場合を除き市はこれらについて対応しません。</p> <p>(11) 物件内(地中を含む)にごみ・ガラ・碎石・切り株・雑草等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担について、市は対応しません。</p> <p>(12) 現状引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担について、市は対応しません。</p> <p>(13) 公害に関する特定施設を設置する場合は届出の必要があります。(各種公害関連法)</p> <p>(14) 特定建設作業を行う場合、騒音規制法、振動規制法及び県条例等に係る規制があります。</p> <p>(15) 用途により、苦情が出ないよう近隣住民への配慮が必要です。(騒音、振動、悪臭、排気等)</p> <p>(16) 事業に伴い排出される廃棄物は適法に処理してください。処理方法は売却後の用途によります。</p> <p>(17) 占用、排水先等については、詳細な計画・図面を御準備の上、維持管理課と協議してください。</p> |